

（あて先）日野市長

債権譲渡承諾依頼書

債権譲渡人
所在地
名称
代表者職氏名

印

債権譲受人
所在地
名称
代表者職氏名

印

債権譲渡人（以下「譲渡人」という。）が日野市（以下「市」という。）との間で締結された下記工事請負契約（以下「工事請負契約」という。）に基づき市に対して有する下記工事請負代金債権を、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付国総建第197号、国総建整第154号）に基づく地域建設業経営強化融資制度（以下「融資制度」という。）を利用するために、債権譲受人（以下「譲受人」という。）と締結した 年 月 日付債権譲渡契約証書に基づき、譲受人に譲渡することにつき、工事請負約款第5条第1項ただし書に規定する承諾をいただきますよう依頼します。

譲受人においては、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し本件請負工事の施行に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負約款第41条に規定する契約不適合責任は、譲渡人に留保されていることを申し添えます。

記

1 譲渡対象債権

譲渡される譲渡人の工事請負代金債権の範囲は、本件請負工事が完成した場合において、工事請負約款第31条第2項による検査に合格し、引渡しを受けた既済部分に相応する請負金額から既に支払を受けた前払金、中間前払金又は部分払の金額及び工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とします。ただし、請負契約が解除された場合においては、工事請負約款第53条第1項による出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた当該部分に相応する請負代金額から既に支払を受けた前払金額、中間前払金額及び部分払金額並びに工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とします。

(1) 工 事 件 名	_____			
(2) 工 事 場 所	_____			
(3) 契 約 締 結 日	年	月	日	
(4) 工 期	年	月	日から	年 月 日まで
(5) 請 負 金 額	金	円	(年 月 日現在)
(6) 支 払 済 前 払 金 額	金	円		
(7) 支 払 済 中 間 前 払 金 額 及 び 部 分 払 金 額	金	円		
(8) 債 権 譲 渡 額	金	円	(年 月 日現在見込額)

※ (8) = (5) - (6) - (7)

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、(5)及び(8)の請負金額は、変更契約後の金額とします。

この場合は、譲渡人及び譲受人は、速やかに工事代金債権計算書を市に提出します。

〔裏面あり〕

- 2 譲渡債権は、譲受人の譲渡人に対する本件請負工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、これら以外の債権を担保するものではありません。また、工事請負代金債権については、譲渡、差押え、質権の設定その他の権利の移動または設定等がなされていないことを申し添えます。
- 3 譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害する行為は行いません。
- 4 譲渡人の下請企業等の保護に関しては、譲渡人が責任をもって行い、また、保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、譲受人が責任をもって行い、市には一切御迷惑をおかけいたしません。
- 5 譲受人においては、国土交通省通達等の融資制度に係る諸規定に従い、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し本件請負工事の施行に必要な資金を融資するとともに、譲渡人の下請企業等への適切な支払の確保を図るものとしします。
- 6 融資制度の手続に関し必要な既済部分の確認は、譲受人が責任を持って厳正に行います。
- 7 譲渡人及び譲受人は、工事請負契約に基づき市が行う既済部分の査定結果については、一切異議を申し立てません。
- 8 債権譲渡の承諾を得た後は、本件請負工事の請負代金の請求は譲受人が行い、譲渡人は一切の請求を行いません。
- 9 上記のほか、譲渡人及び譲受人は、融資制度に係る国土交通省通達等、日野市地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾に関する取扱要綱及び工事請負契約書の条項等を遵守します。
- 10 本件に関する譲受人の連絡先及び担当者

所 属

職・氏名

電話番号